

## 都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、地方都市等の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル以上とする特例措置等の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めるものとする。

（原始附則第二項関係）

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）